

意見書案第 1 号

平成 28 年 3 月 9 日提出

市民福祉委員会

副委員長 角 田 敏 郎

平成 28 年 3 月 18 日 原案可決

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書を次のとおり提出する。

記

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（5 局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6 局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取組を促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるために支援するよう求め、予算化しています。

しかし、日本医療労働組合連合会が 2013 年度に実施した「看護職員の労働実態調査」（回答数 3 万 2, 372 人）では、「慢性疲労」（73.6%）、「仕事をやめたい」（75.2%）という看護職員の实態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」（57.5%）、「ミスやニアミスを起こしたことがある」（85.4%）という事態に陥っており、これらの状況が前回の調査（2009 年）から改善されていないことも明らかになっています。

政府は、「医療機能の再編」によって医療提供体制を改善しようとしていますが、勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。2015 年度には新たな看護職員需給見通しが策定されますが、単なる数値目標とするのではなく、看護職員等の具体的な

勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護職員確保策を講じていく必要があります。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められています。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く求めます。

記

- 1 看護職員など夜勤交替制労働者の労働時間を「1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師・看護師・介護職員などを大幅にふやすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣